宮医発第 2143 号
令和 5 年 2 月 16 日

郡 市 医 師 会 長　　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会　長　　佐　藤　和　宏
（　公　印　省　略　）

日本医師会地域医療部からの通知について

今般、日本医師会地域医療部地域医療課並びに医療技術課から下記の通り通知がありましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましては本件についてご承知いただき、貴会関係医療機関等への周知方について、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

○都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の設置に対する周知について
（日医発第2083号・地域　2月6日付）

○医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第2版）について
（日医発第2111号・地域　2月7日付）

○「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知について
（日医発第2138号・技術　2月10日付）

担当：公益社団法人宮城県医師会
総務部総務課
Tel 022-227-1591　Fax 022-266-1480

日医発第2083号（地域）
令和５年２月６日

都道府県医師会
担当理事殿

日本医師会常任理事
釜萢　敏
（公印省略）

都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の設置に対する周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他より本会に対して、標記に関する周知方依頼がありました。

本件は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、２月１日付で各都道府県労働局に、これらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口を設置したものです。問題等が生じた場合には、こちらの窓口にご相談ください。

また、以前よりご連絡している通り、厚生労働省では「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を設けておりますので、有料職業紹介事業者を利用する際には、本制度もご活用ください（直近では令和４年１１月２１日付日医発第1645号の文書を持ってご連絡済み）。

つきましては、本件について貴会におかれましてもご了知の上、貴会管下郡市区医師会及び医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

＜参考＞
厚生労働省ＨＰ　労働者派遣事業・職業紹介事業等・募集情報等提供事業
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度（事業委託先：日本人材紹介事業協会）
https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/

令和５年２月１日

公益社団法人　日本医師会　御中

都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の設置に対する周知について(協力依頼)

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御理解・御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、２月１日付で各都道府県労働局にこれらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口を設置しました。相談窓口では求人者からの相談を受け付けるとともに、相談者から寄せられた情報を基に、職業紹介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行っていくこととしております。

また、ご承知のとおり、貴団体等の御協力の下、厚生労働省では「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」により適正と認定した事業者について公表し、求人者の皆様が適正な職業紹介事業者を選定することができるよう取り組んでおります。改めて貴団体の会員等に対して、認定事業者の御活用を推奨いただければ幸いです。

貴団体におかれましては、傘下の団体・会員・企業等に対して、上記の内容を含んだ別添のリーフレットを送付する等により周知を図っていただくよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局
需　給　調　整　事　業　課　長
雇用政策課民間人材サービス推進室長

医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆さまへ

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は

労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。
人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から２年間は転職の勧奨を行ってはいけない（※無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分　（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局

LL050201 需01

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた
特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト
https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/

- **紹介手数料を職種別に公表している**
- **早期離職時の返戻金制度がある**

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています

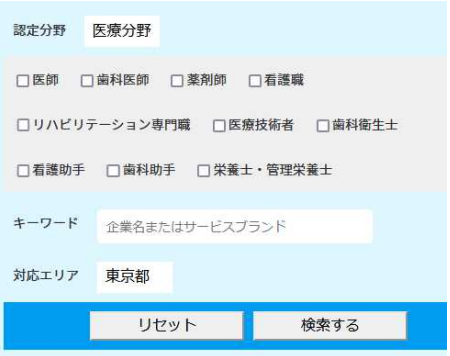

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。
医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。
特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

- **事業主の皆さまへの支援**
  - わかりやすい求人票作りへの助言
  - 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
  - ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介
- **求職者に対する支援**

  予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供
- **マッチングイベントの実施**
  - 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
  - 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html

日医発第 2111 号（地域）

令 和 5 年 2 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

黒 瀬 巌

（公印省略）

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第２版）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療法に基づく医療に関する広告規制の具体的な運用については、医療広告ガイドライン（平成３０年５月１６日付日医発第 188 号(地 54)「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」）等によって示されており、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書について」（令和３年８月２日付け（地 217)）において、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるためにわかりやすく解説した事例解説書が作成されております。

本件は、小職が構成員として参画する「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」における審議の結果、事例解説書の更新がなされたことについて周知を依頼するものです。具体的な更新点は事例解説書の目次をご覧下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

追って、医療広告に係る関連資料は、厚生労働省の下記のウェブサイトに最新版が掲載されますことを申し添えます。

記

●厚生労働省ウェブサイト「医療法における病院等の広告規制について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokokukisei/index.html

以上

（白紙）

事　務　連　絡
令和５年２月１日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第２版）について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事　務　連　絡
令和５年２月１日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第２版）について

医療法に基づく医療に関する広告規制（以下「医療広告規制」という。）の具体的な運用につきましては、これまでに、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年５月８日付け医政発 0508 第１号厚生労働省医政局長通知の別添３）（最終改正：令和４年 12 月 28 日）及び「医療広告ガイドラインに関するＱ＆Ａ」（平成 30 年８月 10 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別添）（最終改正：令和４年４月１日）をお示ししているところです。

また、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるため、厚生労働省にて実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、実際に医療広告規制への抵触が認められた事例や、医療広告規制の内容の周知が必要と考えられた事例等をもとに、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」（令和３年７月 26 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別紙）をお示ししていますが、今般、別紙のとおり「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第２版）」を作成いたしました。つきましては、本内容について御了知のうえ、業務の参考としてご活用いただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本事例解説書については、厚生労働省のホームページから入手可能であることを申し添えます。

（URL　：　https://www.mhlw.go.jp/content/000808457.pdf）

（別紙）

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書
（第２版）

令和５年２月 作成

目次

修正　新規作成

分類		事例	頁
1.広告が禁止される事例		(1)治療内容・期間の虚偽（虚偽広告）	5
		(2)データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告）	6
		(3)医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告（誇大広告）	7
		(4)最上級の比較（比較優良広告）	8
		(5)他の医療機関との比較（比較優良広告）	9
		(6)著名人との関係性強調（比較優良広告）	10
		(7)施設について誤認させる広告（〇〇センター）（誇大広告）	11
		(8)提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）	12
		(9)科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）	13
		(10)データの内訳が示されていない手術件数	14
		(11)体験談（省令禁止事項）	15
		(12)体験談（省令禁止事項）　※口コミサイトから転載	16
		(13)体験談（省令禁止事項）※医療機関のスタッフによる記載	17
		(14)体験談（省令禁止事項）※体験談の編集	18
		(15)ビフォーアフター写真（省令禁止事項）	19
		(16)複数のビフォーアフター写真（省令禁止事項）	20
2.広告可能事項の記載が不適切な事例		(17)治療の方法	22
		(18)医療従事者の専門性資格	23
3.限定解除要件の記載が不適切な事例	3-1 限定解除要件について	(19)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除	25
	3-2 自由診療に関する限定解除要件について	(20)自由診療における限定解除	27-31
		(21)未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除	32
		(22)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除	33
4.広告するにあたって注意が必要な事例		(23) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名	35
		(24)提供される医療とは直接関係ない事項による誘引	36
		(25)費用を強調した広告	37
		(26)医薬品の販売名（医薬品医療機器等法）	38
		(27)バナー広告における違反	39
		(28)リスティング広告における違反	40
		(29)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反	41

改訂履歴

令和３年７月　作成
令和５年２月　一部改訂

はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の限定を解除できます。

＜限定解除要件＞
① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書においては、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な例や改善例の全てではない点についてはご留意ください。

本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト（リスティング広告、バナー広告を除く）等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。

※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。

- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

  ＜厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口＞
  http://iryoukoukoku-patroll.com

- 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。
  問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。
  https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf

１．広告が禁止される事例

（１）治療内容・期間の虚偽（虚偽広告）

治療内容や期間を偽った表現

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。
また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、虚偽広告として取り扱うこととされている。

事例①医学上あり得ない内容の表現

○○美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

＜当院の強み＞

解説①
医学上あり得ない記載をしている

1.どんなに難しい手術でも成功

当院には、手術実績が豊富で高度な技術を持った医師が多く在籍しております。そのため当院では**どんなに難しい手術でも必ず成功させます**！

2.絶対安全な治療

数多くの症例をこなしてきた医師が多く在籍しているため、当院の**治療はどのような症例でも絶対安全です！**

事例②実態と異なり、全ての治療が短期間で終了するような表現

○○歯科

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

即日インプラント治療
1日で**全ての治療**が終了します。

解説②
定期的なメンテナンスが必要にもかかわらず、全ての治療が1日で終了すると記載している

＜治療の流れ＞

検査 → 診断・検査 → 術前治療 → 手術 → 定期メンテナンス

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

（２）データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告）

データの根拠を明確にしない調査結果

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠（具体的な調査方法等）を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。

事例①　データの根拠を明確にしない患者満足度

〇〇美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説①
データの根拠を明確にせず患者満足度のみを示している

多くの皆様にご満足いただいております！

医療脱毛
患者様満足度
99%

事例②　データの根拠を明確にしない治療の効果

〇〇美容クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説②
治療の効果について、データの結果と考えられるもののみを示している

当院の発毛治療

HARG療法

当院におけるHARG療法の発毛率は**99%**です。
治療を受けた患者様のほぼ全員が効果を実感しておられます！

当院のインプラント治療

インプラント

当院のインプラント手術の**成功率**は97.5%です。

患者満足度調査の扱いについて（医療広告ガイドライン抜粋）

患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等については広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-22

（３）医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告（誇大広告）

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことではないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているように誤認を与える表現も、同様に認められない。

事例①　文字の大きさや色等による過度な強調

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00　休診日　日曜・祝日

ホーム　診療科名

解説①
文字の大きさ・色等で医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調している

医療広告ガイドラインの遵守について

○○美容外科クリニックは、厚生労働省より2018年6月に施行された**「医療広告ガイドライン」を遵守したサイトを作成しております。**それに伴い、いくつかの項目の削除や修正を実施致しました。
ご理解のほどよろしくお願い致します。

○○美容外科クリニック
院長　○○

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

事例②　規制遵守を公的な制度により行政機関が保証するような表現

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00

ホーム　診療科名

解説②
医療広告規制を遵守している旨について、制度として行政機関が認証を与えていると誤認させるような表現になっている

厚生労働省
医療広告規制
適合
(医)-第○○号

当院のサイトは、**厚生労働省が定めた医療広告ガイドラインの遵守状況を確認する審査制度に基づき、指定審査機関から認定証を取得**したことをお知らせいたします。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度に強調せずに記載する。

○○美容外科クリニック　診療時間 10:00～18:00　休診日　日曜・祝日　03-xxxx-xxxx

ホーム　診療科名　医院紹介　アクセス

地域に密着した医療サービスの提供を目指します。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問　←　クリックしてください。

お知らせ・最新情報

2021年○月○日　当院のホームページをリニューアルいたしました。
2020年○月○日　○月～○月の当院所属医師の診察・手術担当曜日と時間を掲載いたしました。

解説
医療広告ガイドラインを遵守している旨について、過度な記載はしていない

サイトマップ　プライバシーポリシー

当院のホームページは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドライン」を遵守して作成しております。

Copyright©○○美容外科クリニック All Rights Reserved.

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-13

1．広告が禁止される事例

（4）最上級の比較（比較優良広告）

最上級の表現

医療広告ガイドラインでは、最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当する。

事例　最上級の表現

〇〇美容外科クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説①
最上級の表現、その他優秀性について著しく誤認を与える表現を記載している

施設の規模	本グループは全国に展開し、**最高**の医療を広く国民に提供しております。
人員配置	当院は**県内一**の医師数を誇ります。
医療内容	当院は美容外科手術において**日本一**の実績を有しています

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-3

1．広告が禁止される事例

（5）他の医療機関との比較（比較優良広告）

他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。

事例①特定の医療機関と比較した表現

★★クリニックの美容医療

料金表

解説①
特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている

県内で同じ治療を提供している**「□□医院様」や「△△クリニック様」よりも安く**受診できます！

	□□医院様	△△クリニック様	当院
○○治療	45,000円	50,000円	**39,000円**
××治療	20,000円	17,500円	**15,000円**

事例②不特定の医療機関と比較した表現

○○クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説②
不特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている

施設の規模	当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において**日本一の実績**を有しています！
人員配置	当医院の医師は**県内でも有数の治療実績**があります
医療内容	当医院は○○市の**他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高い**です。

広告が可能である場合
（医療広告ガイドライン抜粋）

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

（6）著名人との関係性強調（比較優良広告）

著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。

事例　芸能人や著名人が患者である旨

解説
著名人が患者である旨が記載されている

https;//www.abcde-clinic.com/datsumou

＜当院からのお知らせ＞

2021年○月○日
サッカー選手の○○選手に患者第1号になっていただきました。
写真は○○選手来院時に撮影致しました。

△△チームに所属する
○○選手

モデルの○○さんも！

モデルの○○さんが当院に来院されました！

モデルの○○も効果実感！
当院のホワイトニング！

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

（7）施設について誤認させる広告（〇〇センター）（誇大広告）

広告をしてはならない〇〇センターの表現

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「〇〇センターの広告が可能である場合（医療広告ガイドライン抜粋）」に記載されている２つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。

広告が可能である〇〇センターの表現

医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、とされている。

事例①　医療機関名称

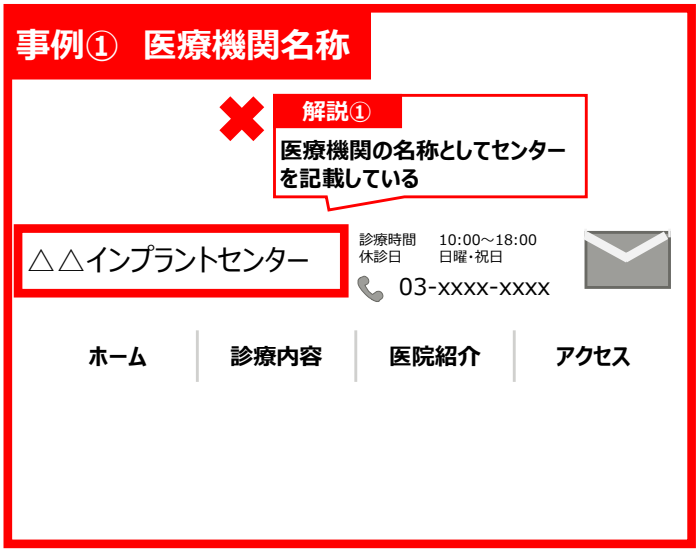

事例②　医療機関の名称と併記

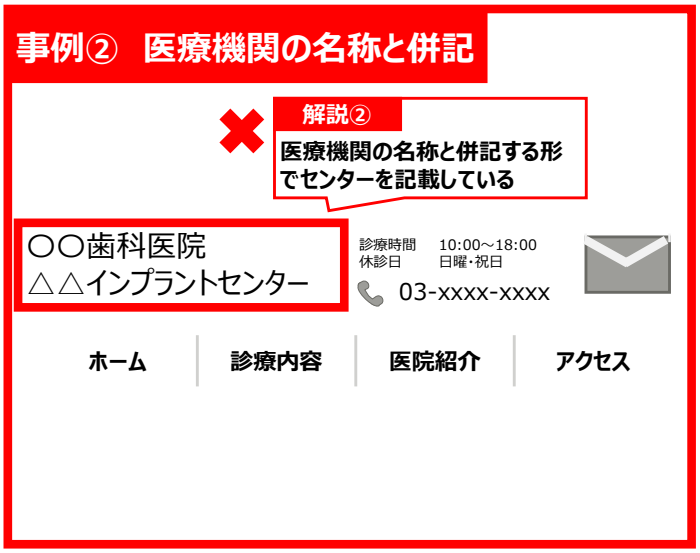

〇〇センターの広告が可能である場合（医療広告ガイドライン抜粋）

- 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合

又は

- 当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める場合

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-13,5-5

（8）提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告（一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの）は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

事例　提供される医療サービスの回数

https://www.abcde-clinic.com/datsumou

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ | 脱毛へのポリシー | 脱毛サービス | 料金一覧 | クリニック一覧 | よくある質問

解説
実際には毛周期等（※1）の関係で回数は限られるが、「無制限」「し放題」「回数制限なく」の表記によって誤認を与える可能性がある

医療脱毛

患者さまの声を元に、全身脱毛のプランを用意しました！

全身脱毛３年間し放題

全身脱毛　回数無制限プラン

月額　9,000円（税抜き）

全身のムダ毛をすっきり綺麗に脱毛することを目指す！

３年間、回数制限なく何度でも通えるため、全身のムダ毛を最後まで脱毛することを目指せます。

※本プランは全て新規ご契約者さまのみの適用となります。

※1 毛周期

毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛をするサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

（9）科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。

事例①　医療機関への受診を誘導

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説①
科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスクを強調することにより、医療機関への受診を誘導している

ストレスを感じている方にはがんのリスクがあります

ストレスを強く感じている人はがんの発生リスクが高いです。
近年の研究ではストレスががんの発生の大きな要因になっているといわれています。
<u>がんを発生させないためには、催眠療法を利用したストレスの原因の明確化と軽減が必要です。</u>
是非当院にお越しください。

事例②　特定の手術や処置等の実施に誘導

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

解説②
科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の手術や処置等の有効性を強調することにより、有効性が高いと称する手術等の実施へ誘導している

○○療法で期待できることは？

○○療法は免疫機能や細胞を活性化し、様々な効果を引き出します。例えば次の効果が期待でき、おすすめです。

【悪性腫瘍の治療】
肺癌、大腸癌、子宮癌、皮膚癌等の治療に有効です。

【ウイルス性疾患の治療】
肝炎、HIV、インフルエンザウイルスを体内から除去します。

【アンチエイジング】
美白・美肌・ダイエットにも効果的です。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

（10）データの内訳が示されていない手術件数

データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。

事例①　件数のみ

〇〇美容外科

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　料金一覧　アクセス

当院の紹介

・・・・・・を目指しております。

解説①
治療実績におけるトータル件数のみ記載されている

当院では、〇〇手術と××手術の実績はのべ1,500件を超えています！

診療科名

整形外科、美容外科

事例②　長期間の件数

〇〇美容外科

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム　診療内容　料金一覧　アクセス

当院の治療実績

治療内容　治療の流れ
費用　治療実績

当院では以下の手術実績を有しております。

解説②
医療の内容について誤認させるおそれがある長期間の手術件数の表示がされている

■対象期間：1985年～2018年
■手術
・〇〇手術：1,250件
・△△手術：2,620件

手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計したものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

〇〇美容外科

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

当院の治療実績

治療内容　治療の流れ
費用　治療実績

当院は2007年1月の開院以来、2018年までに2,437件の手術実績を有しております。詳細は以下の通りです。

解説①,②
対象期間を明示した上で、それぞれの手術を1年ごとに集計した件数を記載する

〇対象期間：2007年3月～2018年12月

	〇〇手術	△△手術	××手術
2007年	15件	10件	30件
2008年	28件	12件	45件
2009年	25件	8件	52件
2010年	49件	4件	47件
2011年	63件	13件	78件
2012年	150件	27件	99件
2013年	123件	8件	95件
2014年	142件	11件	125件
2015年	108件	15件	155件
2016年	92件	13件	187件
2017年	75件	7件	220件
2018年	55件	8件	243件

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドライン	第4の4 (14) 法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-16,3-17

（11）体験談（省令禁止事項）

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

事例　治療内容または効果に関する体験談

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇クリニック

トップページ | 料金一覧 | クリニック一覧 | 体験談

☆当院に寄せられた体験談を掲載しております！

解説
治療内容または効果に関する体験談が掲載されている

2021年　1月　60代女性

3年前虫歯を抜歯し、入れ歯にしました。

痛みはありましたが我慢を続けていると、他の歯も虫歯になり抜歯することになりました。

もともと入れ歯に痛みを感じていたこともあり、この機会にインプラント手術を受けることにしました。

手術前は不安でしたが、先生から丁寧な説明があったので納得して治療を受けることができました。

私は1回法手術を行いました。静脈内鎮静法にて手術を行ったため、手術中は痛みはもちろん、

振動なども感じなかったため、ストレスなく手術を受けることができました。

術後は少し痛みがありましたが、痛み止めを飲めば済む程度の痛みであり、腫れもほとんどありませんでした。

＜ 1 2 3 4 5 ＞

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

（12）体験談（省令禁止事項）※口コミサイトから転載

口コミサイトの口コミを掲載している表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。

元の口コミサイト

口コミ.com

全国の歯科医院の口コミを掲載しております！！

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！
- ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

全ての口コミを転載

事例①　口コミサイトから転載した口コミ

〇〇ク

トップ

解説①
口コミサイトより、治療内容または効果に関する体験談に相当する口コミを転載している。

患者様の声

☆口コミサイトにおける当院についての患者様の声を掲載しております！（元サイト：口コミ.com）

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！
- ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

口コミを抜粋

事例②　口コミサイトから抜粋した口コミ

〇〇ク

トップペー

解説②
医療機関にとって有利な口コミを抜粋してウェブサイトに掲載している場合は誇大広告に該当する

患者様の声

☆当院についての患者様の声を口コミサイトより抜粋して掲載しております！（元サイト：口コミ.com）

- 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。
- 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-9

1．広告が禁止される事例

（13）体験談（省令禁止事項）※医療機関のスタッフによる記載

医療機関のスタッフが記載した体験談

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者等ではなく医療機関のスタッフ等が記載した体験談であっても規制の対象となる。

事例①　医療機関のスタッフ自身の体験談

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

〇〇クリニック

トップページ　治療内容　料金表

解説①
医療機関スタッフ自身の体験談であっても、患者等が記載した体験談と同様に認められない

脂肪吸引手術
皮下脂肪内に麻酔薬を注射し、皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開をし[illegible]を吸引します。施術は半日で終了致します。

□□院長

当院の院長である□□も実際に体験！

下腹部周りに脂肪がついてきてしまったので、脂肪吸引手術をすることにしました。
手術自体は半日で終わり、当日中に帰宅することができました。
下腹部周りにいた脂肪がなくなり、うっすらと腹筋も浮かび上がっています。
家族にもほめていただき、大満足です！

事例②　医療機関のスタッフが記載した患者等の体験談

解説②
医療機関スタッフが患者等の体験内容を代わりに記載した場合であっても、患者等が記載した体験談と同様に認められない

〇〇クリニック

トップページ　治療内容　料金表

ダイエットいらず！脂肪吸引手術の紹介！　2021年7月2日

今回は当院で提供している脂肪吸引手術のご紹介です！
ダイエットが長続きしない人も多いと思います。そこでお勧めするのが、「脂肪吸引手術」です。
脂肪吸引手術は脂肪を直接取り除くため、楽に理想の体を手に入れることができます。
先日実際に体験された患者様も、横っ腹の脂肪を吸引されて、ウエストが〇センチも下がりました。「こんなに理想の体型になれるとは思っていなかった。この医療機関で手術をしてよかった」とおっしゃり、満足して帰宅いただきました。
痩せたいけどなかなか痩せられない方、ぜひ「脂肪吸引手術」を受けてみてください！

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

1．広告が禁止される事例

（14）体験談（省令禁止事項）※医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談の編集依頼

体験談の内容を編集している違反例

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しない。
しかし、医療機関からの依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど体験談を医療機関の有利に編集している場合は、医療広告に該当し、禁止される広告（患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談）となる。
ただし、当該体験談が名誉毀損等の不法行為に当たる場合は、医療機関による削除等の依頼は医療法違反には当たらない。

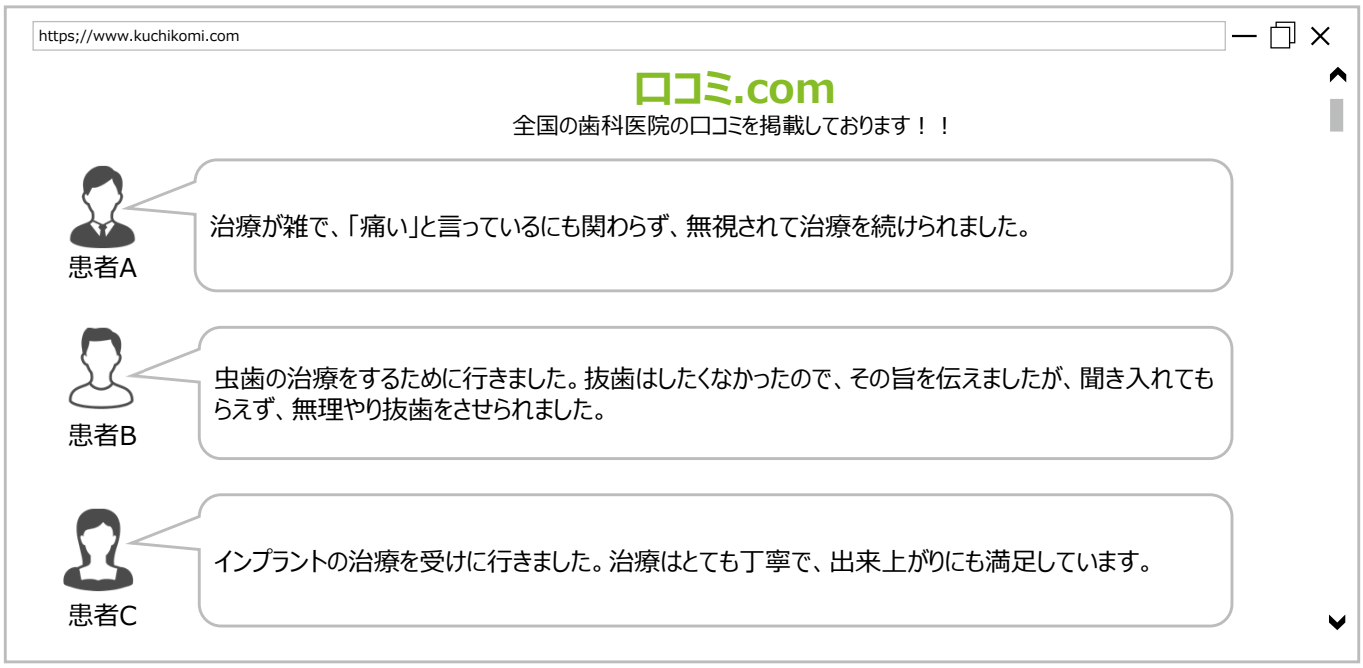

医療機関からの依頼を受けて口コミサイト運営会社が体験談の内容を編集

事例　体験談の編集

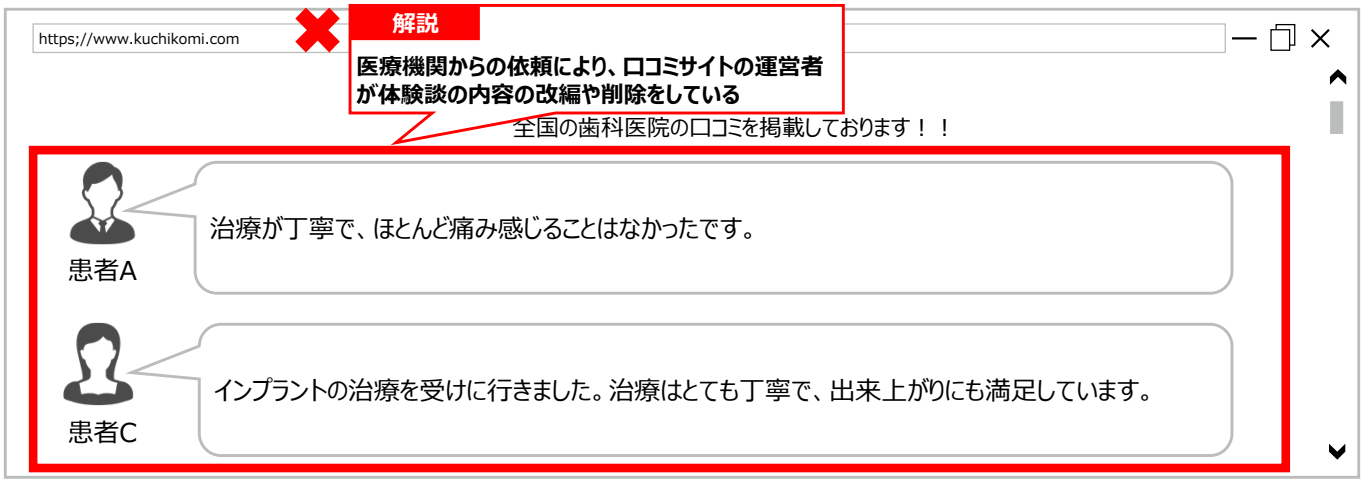

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

（15）ビフォーアフター写真（省令禁止事項）

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容について患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。

事例①　写真のみ

解説①

ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が一切ない

インプラント治療

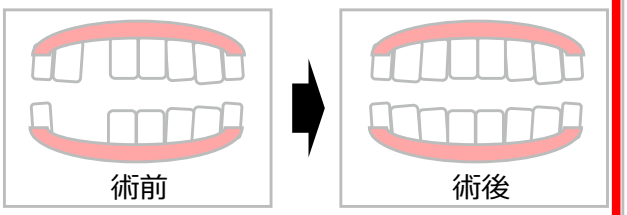

事例②　説明が不十分

解説②

通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項の情報が十分でなく、また、期間・回数、リスク・副作用等の情報が付されていない

インプラント治療の症例

インプラント治療により、審美面・機能面ともに回復しました。
治療費は1,500,000円から

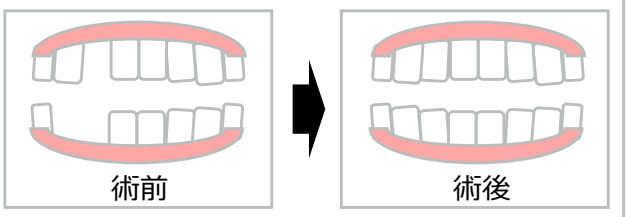

ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.shika.com

症例紹介

症例①　30代女性。事故で失った左側臼歯のインプラント治療

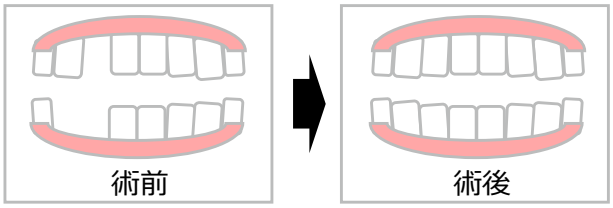

治療内容	事故によって歯根破折を起こした左側臼歯に代わって、顎の骨にインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を被せるインプラント治療を行い、機能面の回復を行いました。
治療期間・回数	約6ヶ月間、10回
費用 ※自由診療となります。	総額1,100,000円 (検査・診断、手術関連処置費用等を含む) インプラント埋込・上部構造：350,000円/1本
リスク・副作用	出血、腫張、疼痛、青痣、神経麻痺、補綴物の脱落、破折、インプラント体の破折、咬合違和感、インプラント周囲炎等

症例②　ｘｘｘ

解説①、②

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

補足

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・副作用等の情報を付す必要がある。

虚偽広告に該当する可能性について（医療広告ガイドライン抜粋）

「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

（16）複数のビフォーアフター写真（省令禁止事項）

複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付しているものは、広告することはできない。

事例　複数の治療方法の写真をまとめて説明

症例紹介

症例①　足の脂肪吸引（ベイザー脂肪吸引法）

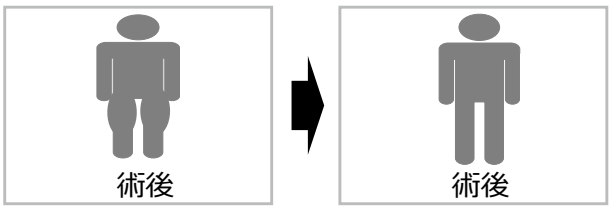

症例②　腹部の脂肪吸引（チューメセント法）

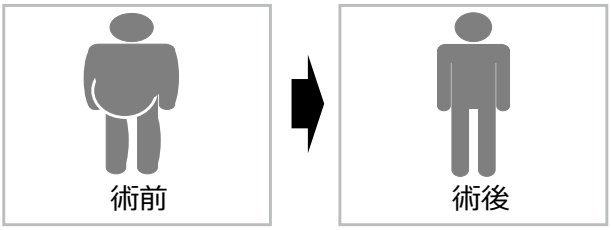

症例③　・・・・

：

解説
複数の治療方法の写真に対して説明をまとめて記載している

治療内容	局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔らかくした後に、脂肪吸引を行いました。
治療期間・回数	1-2回
費用	150,000円~200,000円
リスク・副作用	内出血、術後の腫れ、痛み

解説
それぞれの写真に対して術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに付すことにより広告が可能となる。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

症例紹介

症例①　20代男性。足の脂肪吸引の手術。

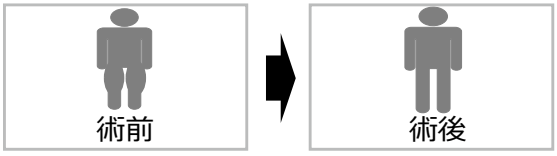

治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します（チュメセント法）。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開（数ミリ程度）をして皮下脂肪を吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント（腹巻やコルセットを含む）で圧迫固定します。
治療期間・回数	半日（日帰り）
費用	200,000円～300,000円
リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがあります。ごく稀に大出血や腹膜穿破が起こりえます。脂肪塞栓や重篤な感染症（腹膜炎）で入院を要し生命の危機に及んだという症例の報告もあります。

症例②　40代女性。下腹部の超音波併用脂肪吸引

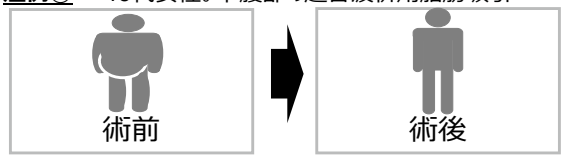

治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します（チュメセント法）。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開（数ミリ程度）をしてから超音波で皮下脂肪に熱を与え柔らかくして、皮下脂肪を吸引しやすくしてから吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント（腹巻やコルセットを含む）で圧迫固定します。
治療期間・回数	半日（日帰り）
費用	500,000円～800,000円
リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがありますが、超音波を使用しない場合よりこれらのリスクが低減することが期待できます。超音波の熱による熱傷（やけど）の可能性があります。大出血や脂肪塞栓などの生命の危機に及ぶリスクについては超音波を使用しない方法との優劣について結論は出ていません。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

２．広告可能事項の記載が不適切な事例

（17）治療の方法

治療の方法について広告をすることができない表現

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広告することはできない。

事例①　公的医療保険が適用されない旨

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00

解説①
公的医療保険が適用されない旨が記載されていない

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

〇標準的な費用：1部位：20,000円

〇〇治療

・・

事例②　標準的な費用の記載

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

解説②
治療に必要な標準的な費用が記載されていない

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。
費用は施術箇所により異なります。

〇〇治療

・・

治療の方法の表現に係る改善例

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

〇〇美容クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

△△の治療方法（△△（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
・・・・・・

解説①
公的医療保険が適用されない旨を記載する

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。

〇標準的な費用：1部位：20,000円

解説②
治療に必要な標準的な費用を記載する

〇〇治療

・・
・・・・・・・・・・

医療法関連法令	法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドライン	第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-9

（18）医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が（〇〇学会認定〇〇専門医）記載されていない場合は広告をしてはならない。

事例①　資格名が記載されていない

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

解説①

専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、資格名の記載がなく、「〇〇学会認定　専門医」と記載されている

＜資格＞

日本口腔外科学会認定　専門医
日本歯周病学会認定　専門医
日本歯科麻酔学会認定　専門医

事例②　団体名が記載されていない

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

解説②

専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、団体名の記載がなく、「〇〇専門医」と記載されている。
なお単に「〇〇専門医」との表記は誤認を与えるものとして誇大広告に該当する。

＜資格＞

口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医

医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.shika.com

院長紹介

厚生　太郎　〇〇歯科医院　院長

＜経歴＞

昭和62年　△△大学歯学部卒業

解説①

「〇〇学会認定〇〇専門医」と専門性の資格名を記載する

＜資格＞

日本口腔外科学会認定　口腔外科専門医
日本歯周病学会認定　歯周病専門医
日本歯科麻酔学会認定　歯科麻酔専門医

解説②

団体名を記載する

補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」を参照。
URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000554375.pdf

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.25を参照。

医療法関連法令	法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-5,3-6,3-7

３．限定解除要件の記載が不適切な事例

３－１　限定解除要件について

３－２　自由診療に関する限定解除要件について

（19）「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先（電話番号、Eメールアドレス等）を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。

事例①　広告可能事項ではない事項

診療時間　10:00～18:00

○○専門外来
○○病院

解説①-1
「専門外来」の表記が存在する（「専門」を除外して「外来」とした場合も認められない）

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

膠原病科	甲状腺科
糖尿病科	新生児科
認知症科	化学療法科

解説①-2
法令上の根拠のない診療科名が記載されている

解説①-3
厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格を記載している

院長紹介

厚生　太郎　○○病院　院長

＜資格＞
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
○○学会認定　○○認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
○○手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

解説①-4
特定の医師のキャリアとして、医師個人が行った手術件数が記載されている

解説①-5
自らの医療機関や勤務する医師が紹介された旨を記載している

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長○○が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！

3月6日□□放送

※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能。

限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る情報を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.com

○○専門外来
○○病院

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

解説①-1～5
限定解除要件を満たした情報を記載する

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

膠原病科	甲状腺科
糖尿病科	新生児科
認知症科	化学療法科

院長紹介

厚生　太郎　○○病院　院長

＜資格＞
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
○○学会認定　○○認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
○○手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長○○が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！

3月6日□□放送

補足

限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.27-33を参照

医療法関連法令	法第6条の6第1項、令第3条の2 ， 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い ， 第3の1(5) 広告が可能とされていない事項の広告 第4の4 (2) 法第6条の5第3項第2号 ， 第4の4(9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10

３．限定解除要件の記載が不適切な事例

３－１　限定解除要件について

３－２　自由診療に関する限定解除要件について

（20）自由診療における限定解除（全体概要）

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。
以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。

https://www.abcde.biyou.com

治療方法：インプラント

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

「通常必要とされる治療内容」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ **個別具体例は、p.28「事例① 治療等の内容」を参照**

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ **個別具体例は、p.29「事例② 治療期間及び回数」を参照**

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ **個別具体例は、p.30「事例③ 標準的な費用」を参照**

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ **個別具体例は、p.31「事例④ 主なリスク、副作用」を参照**

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

治療方法：インプラント

解説①
治療内容を適切かつ十分に記載する

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病を原因として失った歯にかわって、噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、入れ歯と比べてしっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術（治療によっては2回）	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつく…
最終的な歯を入れる	仮歯のチェック… 終的な歯をつくります… せます。

解説②
通常必要とされる治療期間及び回数を記載する

治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

解説③
通常必要とされる標準的な金額を記載する

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円（付随手術費用を除く）

＜内訳＞

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術（症状により要否は異なります）	10,000-85,000円
	補綴物	…0円
付随手術	GBR	…0円
	骨移植	…0円

解説④
治療における主なリスクや副作用を記載する

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

（20）自由診療における限定解除（個別具体例 1/4）通常必要とされる治療等の内容

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例①-1 治療等の内容

解説①-1
具体的な治療等の内容が記載されていない

インプラント治療とは

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。

事例①-2 治療等の内容

解説①-2
治療等の内容に関連した記載自体はあるものの、不十分である

インプラント治療とは

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、様々な治療方法がございます。
当院では3種類の方法でインプラント治療を行っております。
患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください！

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

解説①-1,2
治療等の内容を適切かつ十分に記載する

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術（治療によっては2回）	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円（付随手術費用を除く）

＜内訳＞

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術（症状により要否は異なります）	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

（20）自由診療における限定解除（個別具体例 2/4）治療期間及び回数

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例②-1 治療期間・回数

✖ 解説②-1
通常必要とされる治療期間及び回数が記載されていない

治療期間・回数

治療期間は患者様の状態により異なります

事例②-2 治療期間・回数

✖ 解説②-2
最低限の治療期間及び回数しか記載されていない

治療期間・回数

治療期間：1か月～
治療回数：2回～

事例②-3 治療期間・回数

✖ 解説②-3
治療期間しか記載されていない

治療期間

治療期間：3-6ヵ月

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術（治療によっては2回）	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつく
最終的な歯を入れる	仮歯のチェック[illegible]終的な歯をつくります[illegible]せます。

解説②-1～3
通常必要とされる治療期間及び回数を記載する

治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円（付随手術費用を除く）

＜内訳＞

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術（症状により要否は異なります）	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

（20）自由診療における限定解除（個別具体例 3/4）標準的な費用

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例③-1 費用

解説③-1
標準的な費用が記載されていない

費用

料金は患者様の状態により異なります

事例③-2 費用

解説③-2
最低金額のみが記載されている

費用

内容	金額
インプラント手術	150,000~

事例③-3 費用

解説③-3
別途発生する費用が小さな文字で記載されており、具体的な金額の明示もない

費用

内容	金額
インプラント手術	170,000

※別途麻酔料金が必要になります
※施術範囲により金額が異なる可能性があります

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術（治療によっては2回）	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な歯を入れる	仮歯のチェックを行い、この時 終的な歯をつくります。 せます。

解説③-1,2
標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

解説③-3
別途発生する費用や内訳を記載する

治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円（付随手術費用を除く）

＜内訳＞

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術（麻酔料金含む）	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術（症状により要否は異なります）	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

（20）自由診療における限定解除（個別具体例 4/4）主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例④-1 リスク、副作用等

解説④-1
治療における主なリスク、副作用等が記載されていない

リスク・副作用

治療費が高額

事例④-2 リスク、副作用等

解説④-2
治療における主なリスク、副作用等が十分に記載されていない

Q&A

Q：インプラント治療にはどのようなリスクがありますか？
A：手術中は麻酔が効いていますので、心配ありません。術後の痛みはありますが2～3日でひきます。それ以上に、ブリッジや入れ歯にはないメリットがあります。

事例④-3 リスク、副作用等

解説④-3
長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載している

＜インプラント治療のメリット＞

- しっかりと強く噛める
- 見映えよく仕上げることが可能
- 自分の歯にかかる負担が減って長持ちする

※デメリット
- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術（治療によっては2回）	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間・回数

治療期間	3-6ヵ月
治療回数	5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円（付随手術費用を除く）

＜内訳＞

種類	内容	金額
検査・診断		
インプラント手術	インプラント埋入手術	
	インプラント二次手術（症状により要否は異なります）	
	補綴物	
付随手術	GBR	
	骨移植	50円-100,000円

解説④-1,2
治療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

解説④-3
長所等の他の情報と同様に記載する

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

（21）未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

前提

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。
本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

承認の有無・前提		「未承認医薬品等であること」等の記載要否
未承認医薬品等（医薬品・医療機器等）	他の同等医薬品等も国内承認なし	必要
	他の同等医薬品等で国内承認あり	必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示）
承認医薬品等（医薬品・医療機器等）	承認とは異なる目的での使用	必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示）
	承認された目的での使用	不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、未承認医薬品等を用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

事例　未承認医薬品等を用いた治療方法

リフトアップ治療　電話　03-xxxx-xxxx

解説
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

治療方法

〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

治療期間・回数

治療期間	1-2年
治療回数	2-6回

費用※自由診療となります

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

リスクと副作用について

リスク
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

副作用
線状に皮膚が腫れることがある
一時的に知覚が鈍く感じることがある

解説
「国内の承認医薬品等の有無」について、同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等がある場合は、その情報を記載する

例：国内においては〇〇とは別の□□（作成者注：承認医療機器の販売名）が厚生労働省より承認を取得しています

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.biyou.com

リフトアップ治療　電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法

〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

治療期間・回数

治療期間	1-2年
治療回数	2-6回

費用※自由診療となります

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

リスクと副作用について

リスク
神経の全面的あるい
一時的なしびれや表情筋

副作用
線状に皮膚が腫れることが
一時的に知覚が鈍く感じる

解説
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する

※〇〇について

未承認医薬品等
この治療で使用される〇〇は医薬品医療機器等法上の承認を得ていない未承認医療機器です。

入手経路等
当院で使用している〇〇は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は下記URLをご確認ください。
https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/individualimport/healthhazard/

国内の承認医薬品等の有無
国内においては承認されている医療機器はありません。

諸外国における安全性等に係る情報
米国のFDA（アメリカ食品医薬品局）に承認されております。リスクとしては痛み・ヒリヒリ感、みみず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、瘢痕形成、一時的な局所神経麻痺が報告されています。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,3-25,3-26

（22）医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除

前提

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。
本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

承認の有無・前提		「未承認医薬品等であること」等の記載要否
未承認医薬品等（医薬品・医療機器等）	他の同等医薬品等も国内承認なし	必要
	他の同等医薬品等で国内承認あり	必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示）
承認医薬品等（医薬品・医療機器等）	承認とは異なる目的での使用	必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示）
	承認された目的での使用	不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

事例　承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法

美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

解説
承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇（効果）を図ります
治療回数：週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

リスクと副作用について

リスク：内出血
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。
本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

副作用：下記症状が出る場合があります
過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

費用※自由診療となります

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com

電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））

治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します
治療回数：週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

費用※自由診療となります

施術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

リスクと副作用について

リスク：内出血
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き越してしまうリスクがあります。
本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定

副作用：下記症状が出る
過敏症・頭痛・肝機能障害

解説
「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する

※ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）について

未承認医薬品等（異なる目的での使用）
ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

入手経路等
当院で使用しているヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。

国内の承認医薬品等の有無
ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されておりますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

諸外国における安全性等に係る情報
現在重大なリスクは報告されておりませんが、ｖＣＪＤ（変異型クロイツフェルトヤコブ病）の伝播の理論的なリスクは否定できません。

医療法	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,2-14,3-25.3-26

４．広告するにあたって注意が必要な事例

（23）様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名（誇大広告）

広告をしてはならない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できない。

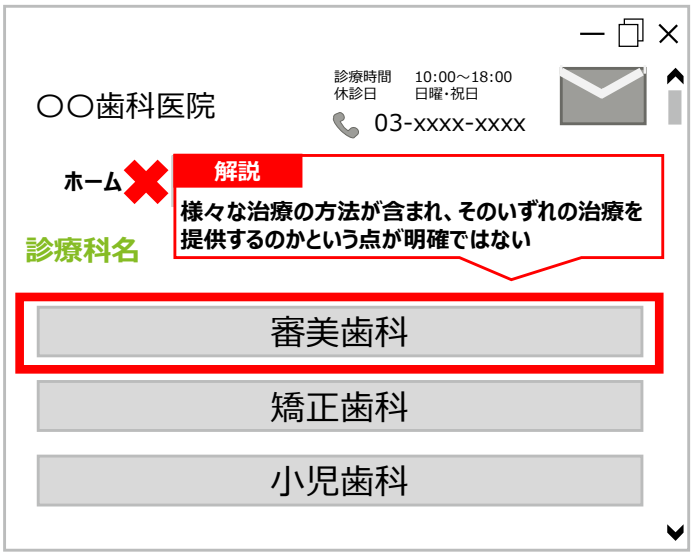

広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

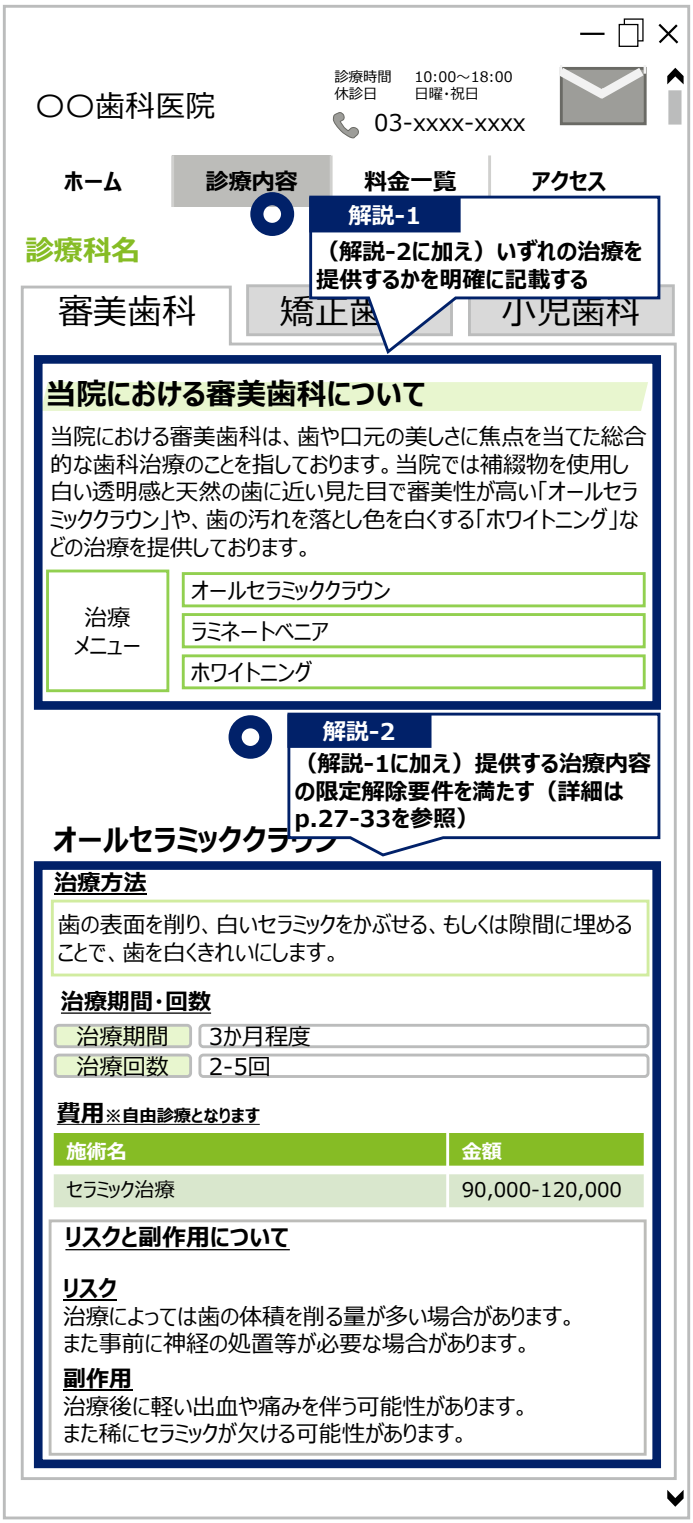

補足

診療科名は、医療法施行令第３条の２で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。
限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.27-33を参照。）

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-18

（24）提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告は行わないものとされている。

事例　提供される医療の内容とは直接関係のない事項

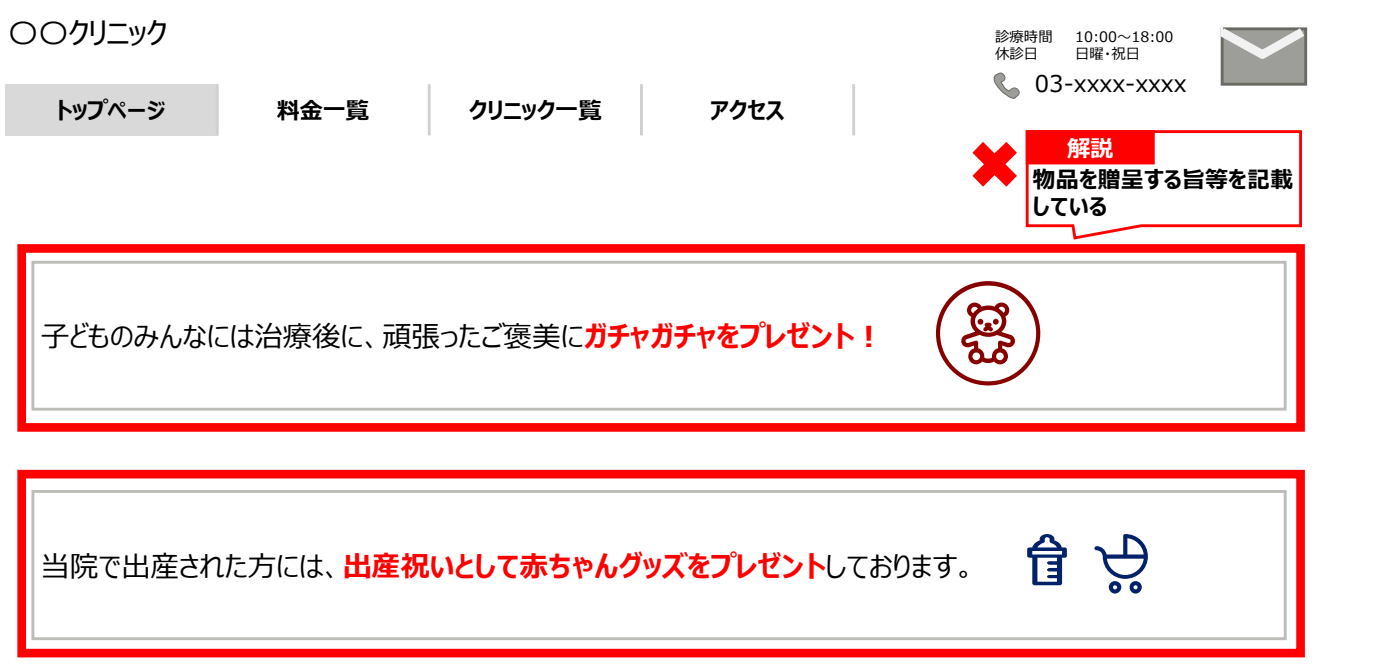

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（25）費用を強調した広告

費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、とされている。

費用を強調した広告に係る改善例

キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は控え、治療の費用は過度に強調せずに記載する。

事例①　キャンペーンや割引を強調した広告

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
費用を前面に押し出した記載をしている

お知らせ

期間限定！夏のキャンペーン(2021/07/01)
夏の期間（7/1-8/31）限定で、様々な治療お安くなります。

〇脱毛治療
通常価格20,000円/1ヶ月→**割引価格15,000円**

〇ダイエット治療
通常価格100,000円/1ヶ月→**割引価格75,000円**

⇒そのほかの治療でも割引をしております

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
費用を過度に強調せずに記載する

お知らせ

料金改定のお知らせ(2021/07/01)
7月1日から8月31日の間、「脱毛治療」「ダイエット治療」は料金を変更致します。

〇脱毛治療
価格15,000円/1ヶ月

〇ダイエット治療
価格75,000円/1ヶ月

事例②　会員特典として費用の割引を強調した広告

〇〇クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日

03-xxxx-xxxx

トップページ　治療内容

解説
会員特典として費用の割引を強調して、患者等を不当に誘引する記載をしている

当院専用アプリからのご予約でさらにお安くなります！

App store インストール

アプリから会員登録をして、
各種治療30%OFF割引券をGet!

診療時間

	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	○	○	○	-	○	○
14:30～18:00	○	○	○	-	○	○

休診：木・日

治療メニュー

一般皮膚科　美容皮膚科
一般整形外科　美容整形外科

お知らせ

2021/7/30 夏季休暇について
8月の9日-13日の期間、夏季休暇のため休診とさせていただきます。
なお、14日からは通常の診療時間で診療します。
ご不便をおかけしますが、お間違いないようご注意ください。

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（26）医薬品の販売名（医薬品医療機器等法）

医薬品の販売名

平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、医薬品又は医療機器の販売名については、広告してはならない。

医薬品の販売名に係る改善例

医薬品又は医療機器については、一般的名称等、特定されない記載をすることにより、広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

事例　医薬品の販売名

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

AGA治療

AGA治療とは

AGAは日本語で「男性型脱毛症」と呼ばれており、脱毛症の一種です。現在では、薄毛や抜け毛に悩む男性のほとんどがAGAであるといわれています。

当院のAGA治療

当院では主にAGA治療として内服薬○○(作成者注：医薬品の販売名)を処方しております。

解説
医薬品の販売名が記載されている

費用

処方薬	金額
○○(作成者注：医薬品の販売名)	7,500円

https://www.○○clinic.com

○○クリニック

診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

AGA治療

AGA治療とは

AGAは日本語で「男性型脱毛症」と呼ばれており、脱毛症の一種です。現在では、薄毛や抜け毛に悩む男性のほとんどがAGAであるといわれています。

当院のAGA治療

当院では主にAGA治療として内服薬を処方しております。

解説
医薬品の一般的名称が記載されている

費用

処方薬	金額
△△(作成者注：医薬品の一般的名称)	7,500円

補足

医薬品又は医療機器の販売名についても、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定が解除でき、広告が可能である。
広告している医薬品が未承認の場合や、承認された効能効果以外の用途で使用されている場合は、通常の限定解除要件に加えて、「未承認医薬品であることの明示」「入手経路等の明示」「国内の承認医薬品等の有無の明示」「諸外国における安全性等に係る情報の明示」の記載が必要である。
（詳細は本事例解説書p.32-33を参照）

医療法関連法令	医薬品医療機器等法
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 イ ①医薬品医療機器等法
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-15

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（27）バナー広告における違反

バナー広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずバナー広告も対象となる。
バナー広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

事例　バナー広告における違反

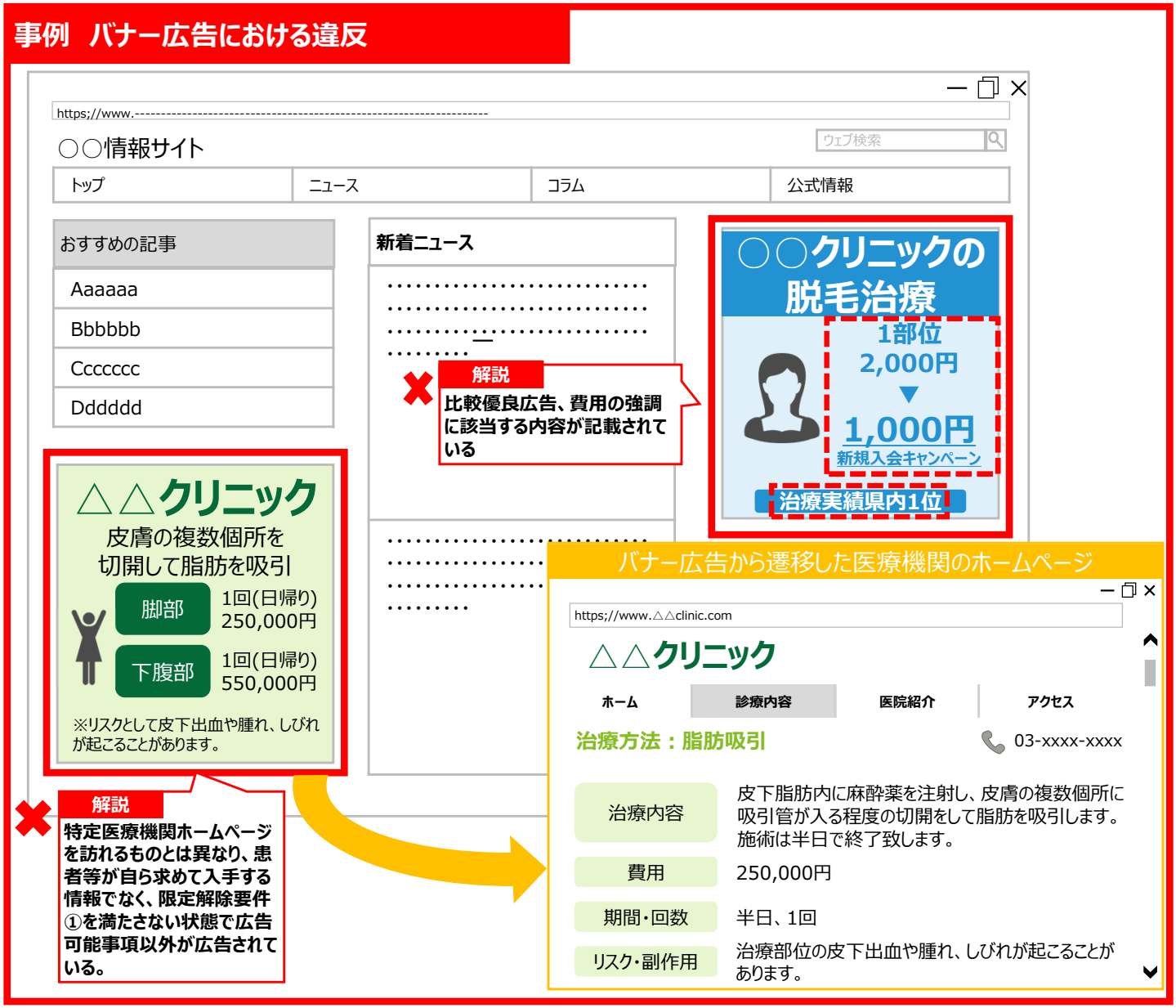

医療広告ガイドラインにおけるバナー広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、バナー広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。
なお、バナー広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号他
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件他
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-7

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（28）リスティング広告における違反

リスティング広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずリスティング広告も対象となる。
リスティング広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。

事例　リスティング広告における違反

https;//www.----------

脱毛治療

広告　www.★★.脱毛治療/▼

【業界最安値】脱毛治療が1部位2,000円

美容脱毛治療は、自由診療であるため一般的に費用が高くなります。しかし当院では業界最安値の1部位2,000円で施術を受けることができます。

解説
比較優良広告に該当する内容が記載されている

広告　www.△△クリニック.美容治療/▼

脱毛治療といえば△△クリニック

当院では医療用脱毛レーザーを使用し、毛根部のメラニン色素に熱を吸収させることで、毛を成長させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。2か月おきに4-5回の照射で施術は終了し、料金は20万円程度となります。照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。

解説
特定医療機関ホームページを訪れるものとは異なり、患者等が自ら求めて入手する情報でなく、限定解除要件①を満たさない状態で広告可能事項以外が広告されている

www.■■biyo>menu>脱毛治療▼

■■病院

当院で全身の脱毛治療を提供しております。医療機関し
脱毛機器を使用しているため、脱毛効果でしっかり脱毛したい方に

リスティング広告から遷移した医療機関のホームページ

https;//www.△△clinic.com

△△クリニック

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

治療方法：脱毛　03-xxxx-xxxx

治療内容	医療用脱毛レーザーで、毛を成長させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。
費用	1部位：2,000円
期間・回数	1年程度、5回
リスク・副作用	照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。

医療広告ガイドラインにおけるリスティング広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、リスティング広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。
なお、リスティング広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方，第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（29）特定の人のみが閲覧可能な広告における違反

特定の人のみが閲覧可能な広告における違反例

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態（一般人は閲覧不可）であっても広告規制の対象になるため、禁止される広告は当然に認められない。

事例　会員限定ページにおける違反

解説

特定の人のみが閲覧可能なウェブサイトであっても、虚偽広告や比較優良広告等に該当する内容は、通常のウェブサイトと同様に、禁止される広告であり、認められない

補足

虚偽広告や比較優良広告等だけではなく、法又は広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告も認められないが、通常のウェブサイトと同様、限定解除要件を満たすことで広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.27-33を参照。)

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第2　広告規制の対象範囲
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-10

日医発第2138号（技術）
令和５年２月１０日

都道府県医師会　担当理事　殿

公益社団法人日本医師会常任理事
宮川　政昭
（公印省略）

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、本会に対して標記の事務連絡により、周知方依頼がありました。

医療用医薬品の流通改善については、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題の改善を図るため、平成３０年１月に「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が作成されており、その後、令和３年１１月に医薬品取引の環境変化を踏まえた改訂が行われ、令和４年１月から適用されているところです。(「「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の改訂について」（令和３年１２月８日付日医発第 707 号（地 403・保 230)）を貴会宛てに送付済み。)

本事務連絡は、医療用医薬品の流通に関わる全ての関係者が、その取引等において基本的なルールを遵守していくことで、今後の更なる流通改善を図っていくために、適用から１年が経過する機会に、改めてガイドラインの周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和５年２月１日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知について

日頃より、医療用医薬品の流通改善についてご協力・ご尽力を賜り感謝申し上げます。

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（平成30年１月23日付け医政発0123第９号、保発0123第３号。以下「流通改善ガイドライン」という。）は、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題の改善を図るため、平成30年１月に作成しました。その後、入札談合事件、医薬品の安定供給問題及び薬価改定の毎年実施等、医薬品取引の環境変化を踏まえ、令和３年11月に改訂し、令和４年１月から適用しているところです。

今後も、更なる流通改善を図っていくためには、医療用医薬品の流通に関わる全ての関係者が、その取引等において基本的なルールを遵守していく必要があります。

改定ガイドラインが適用されてから、１年が経過するこの機会に、改めてガイドラインの周知を行いますので、内容をご了知いただき、公正な競争の確保と法令の遵守に努めるとともに、医療用医薬品の流通に関係する諸課題の改善に引き続きのご協力をお願いします。

医政発1130第14号
保　発1130第3号
令和3年11月30日

（別　　記）　殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の改訂について

医療用医薬品の流通改善については、一次売差マイナスの解消、未妥結・仮納入の改善、単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での提言に沿った取組について関係団体に要請する等の取組を行うとともに、国が主導し、流通改善の取組を加速するため、平成30年1月に、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号別添）を作成し、遵守を求めてきたところです。

今般、医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増していることを踏まえ、流通改善ガイドラインの改訂を行いました。

貴職におかれましては、貴団体会員等に対し周知の上、遵守されますようお願いいたします。

（　別　記　）

公益社団法人　日本医師会長
公益社団法人　日本歯科医師会　会長
公益社団法人　日本薬剤師会　会長
一般社団法人　日本病院薬剤師会　会長
一般社団法人　日本保険薬局協会　会長
公益社団法人　日本看護協会　会長
公益社団法人　日本助産師会　会長
公益社団法人　日本臨床工学技士会　会長
一般社団法人　日本医療法人協会　会長
公益社団法人　全日本病院協会　会長
公益社団法人　全国自治体病院協議会　会長
公益社団法人　日本精神科病院協会　会長
一般社団法人　日本病院会　会長
一般社団法人　日本私立医科大学協会　会長
一般社団法人　日本私立歯科大学協会　会長
公益社団法人　全国国民健康保険診療施設協議会　会長
一般社団法人　全国公私病院連盟　会長
社会福祉法人　恩賜財団済生会　会長
日本赤十字社　社長
国家公務員共済組合連合会　理事長
社会福祉法人 北海道社会事業協会　会長
全国厚生農業協同組合連合会　会長
健康保険組合連合会　会長
独立行政法人　国立病院機構　理事長
独立行政法人　労働者健康安全機構　理事長
独立行政法人地域医療機能推進機構　理事長
宮内庁長官官房秘書課長
法務省矯正局長
文部科学省高等教育局長
総務省自治行政局公務員部長
防衛省人事教育局長
国立研究開発法人　国立国際医療研究センター　理事長
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター　理事長
国立研究開発法人　国立がん研究センター　理事長

国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター　理事長
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター　理事長
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター　理事長
一般社団法人　日本医薬品卸売業連合会　会長
一般社団法人　日本ジェネリック医薬品販社協会　会長
一般社団法人　日本歯科商工協会　会長
日本製薬団体連合会　会長
米国研究製薬工業協会　会長
欧州製薬団体連合会　会長

（別　添）

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン

第１　基本的考え方

１　策定の経緯及び目的等

（１）経緯及び目的

○　薬価調査における適切な市場実勢価の把握を行うに当たっては、流通関係者[1]が、公的医療保険制度における薬価基準で定められた公定価格を踏まえつつ、透明な市場実勢価の形成に努めることが必要である。この原則の下、厚生省（当時）は昭和 58 年３月に「医療用医薬品流通近代化協議会」を設置し、昭和 62 年には流通関係者間の文書契約促進のためのモデル契約書の策定等を、平成２年には「医療用医薬品の流通近代化と薬価について」のとりまとめを行い、継続した流通改善を求めてきた。

○　平成 16 年６月には医療用医薬品流通近代化協議会を引き継ぐ形で「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（流改懇）を発足させ、同年 12 月に「中間とりまとめ」が行われた。平成 19 年９月には「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」において、一次売差マイナス等の改善、長期にわたる未妥結・仮納入の改善、総価契約の改善が要請された。
あわせて流改懇の下に流通関係者から構成されるワーキングチームを発足させ、これらの要請に対して流通改善のための取組を厚生労働省も行ってきたところである。

○　平成 27 年９月に「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）」において、医薬品の価値に基づく単品単価交渉の更なる促進といった今後引き続き取り組むべき事項が示されるなど、様々な取組を進めてきたところであり、長期の未妥結に関しては改善されたが、単品単価取引の状況等を見ると原則に沿った状況にあるとは言い難い現状にある。

○　さらに、２年に１回行われる薬価調査の間の年に薬価調査・薬価改定を行うことを考慮すれば、これまで以上の流通改善の推進、薬価調査のための環境整備が必要である。

○　このような経緯から、これまで流通改善については流通当事者間の取組として進めてきたが、今後は国が主導し、流通改善の取組を加速するため、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライ

---

[1]　医療用医薬品製造販売業者（メーカー）、医薬品卸売販売業者（卸売業者）、保険医療機関及び保険薬局

ン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）を作成し、遵守を求めるとともに、流通改善ガイドラインの趣旨・内容を「未妥結減算制度」に取り入れるなど、診療報酬等における対応を検討することを含め、保険制度上の施策をはじめとする総合的な取組を実施することとした。

○　流通改善の取組は、流通関係者が一体となって将来にわたる流通機能の安定性を確保するため進めるべきものであり、当事者間での流通経費等の負担の公平性の確保、適正な流通コストを念頭に置いた取組が必要である。

○　厚生労働省としても、特別な管理が必要な医薬品[2]の増加、長期収載品から後発医薬品への転換、ICT の発達により変化するそれぞれの流通のあり方について流改懇等で議論を行い、流通改善ガイドラインの改訂等の必要な取組を進めていく。

（２）改訂について

○　平成 28 年及び平成 30 年に行われた医薬品購入に係る入札において、大手卸売業者が実施していた入札談合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反するものであるとして、令和３年６月に東京地方裁判所において有罪判決があった。法令遵守は流通改善の大前提であり、今後、流通関係者が一体となって法令遵守の徹底と再発防止に取り組み、国民の信頼を回復していかなければならない。

○　災害時やサプライチェーンのグローバル化に伴うリスクの顕在化、一部メーカーのコンプライアンス違反等の事情で医薬品の需給が逼迫し、改めて安定供給の重要性が認識されている中、令和３年度から２年に一度の通常の薬価改定に加え、中間年においても薬価改定が行われる状況となった。医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増してきていることを踏まえ、流通改善ガイドラインの改訂を行う。

２　メーカーと卸売業者との関係において留意する事項

（１）仕切価交渉のあり方

○　一次売差マイナス[3]の解消に向け、医薬品の価値に基づく早期妥結・単品単価契約を進めるため、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との川下取引の妥結価格（市場実勢価）水準を踏まえた適切な一次仕切価の提示に基づく適切な最終原価を設定すること。

2　いわゆる「スペシャリティ医薬品」。

3　納入価が仕切価よりも低い（逆ざや）状況。

○　割戻し（リベート）は卸機能の適切な評価に基づくものとし、割戻し・アローアンスのうち仕切価に反映可能なものについては仕切価へ反映した上で、整理・縮小を行うとともに、契約により運用基準を明確化すること。[4]

○　仕切価・割戻し・アローアンスについては、メーカーと卸売業者との間で十分に協議の上、なるべく早期に設定を行うこと。

（２）変動情報を含んだコード表示

○　医療安全（取り違え防止）、トレーサビリティ確保（回収等）、流通効率化、さらに偽造品流通防止の観点から、変動情報を含むGS1識別コードを適切に表示するとともに、製品の商品コードを一般財団法人医療情報システム開発センターに登録すること。

３　卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項

（１）早期妥結と単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進

○　未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、原則として全ての品目について単品単価契約とすることとし、契約に当たっては、単品ごとの価格を明示した覚書を利用する等により行うこと。

○　銘柄別収載を基本とする薬価基準制度の趣旨を踏まえ、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行うことを基本とし、少なくとも前年度より単品単価交渉の範囲を拡大していくこと。

（２）医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止

○　医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為である。また、安定供給に必要な流通コストを考慮しない値引き交渉[5]を行

4　「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成３年７月11日公正取引委員会事務局）においても、「リベートの供与自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない」としつつも、「リベートの供与の方法によっては、取引先事業者の事業活動を制限することとなり、独占禁止法上問題となる場合がある」とし、「リベートの供与の基準を明確にし、これを取引の相手方に示すことが望ましい」としている。

5　流通コストを考慮しない値引き交渉とは、薬価に含まれている流通経費や、薬価改定において考慮されている安定的な医薬品流通のための調整幅（改定前薬価の２％）を踏まえた価格設定を無視した交渉をいう。

なお、原価計算方式には医薬品産業実態調査の直近３か年分の平均率の流通経費を盛り込んでいる。

うことは、一次売差マイナスの一因となり、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼしかねない。

○　こうした観点から、卸売業者は、個々の医薬品の仕切価に安定供給に必要なコストを踏まえた適切な価格設定を行うとともに、保険医療機関・保険薬局にその根拠と妥当性を説明するなどにより、価格交渉を進めること。

○　取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての値引き交渉、取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉などは互いに慎むこと。

○　正当な理由がないのに、医薬品をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、他の卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上の不当廉売に該当する可能性があることに留意すること。

（３）頻繁な価格交渉の改善

○　頻繁な価格交渉は、卸売業者の使命である安定供給に支障を来すとともに、購入側にも負担増となることや、未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、期中で薬価改定（再算定等）があるなど医薬品の価値に変動があるような場合を除き、当年度内は妥結価格の変更を原則行わないこと。また、交渉回数を増やさず安定供給などの本来業務に注力できるようにするため、年間契約等のより長期の契約を基本とすること。

４　流通当事者間で共通して留意する事項

（１）返品の扱い

○　品質の確保された医薬品の安定供給、不動在庫・廃棄コスト増による経営への影響、さらに偽造品流通防止の観点から、返品条件を流通当事者間で事前に取り決めるよう、返品の取扱いに関する流改懇の提言（平成 18 年）を踏まえ、モデル契約書を参考に契約を締結すること。また、保険医療機関・保険薬局の在庫調整を目的とした返品は特に慎むこと。

（２）回収の扱い

○　メーカーは、医薬品の回収等により供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合、「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」（令和 2 年 12 月 18 日付医政経発 1218 第 3 号厚生労働省医政局経済課長通知）に従い、適宜、保険医療機関・保険薬局、卸売業者及び関係団体に対して早急に必要な情報提供を行うこと。また、回収等に伴い生じる経費

負担については、当事者間で十分に協議すること。

（３）公正な競争の確保と法令の遵守

○　全ての流通関係者は公正かつ適正な取引に努め、独占禁止法をはじめ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づく「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」及び「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」などの関係法令等を遵守すること。このため、全ての取引当事者は企業又は団体等が主催する研修を定期的に受講すること等により、その実効性の担保に努めること。

（４）カテゴリーごとの流通のあり方

○　流通当事者は、特別な管理が必要な医薬品、長期収載品、後発医薬品など、カテゴリーごとの特徴を踏まえた流通改善の取組を進めることが望ましい。

５　流通の効率化と安全性・安定供給の確保

○　卸売業者は、頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、取引先の保険医療機関・保険薬局に対し、かかるコストの根拠等に基づき説明を行い理解を求めること。また、安定供給に支障を来す場合や、卸売業者が費用負担を求める場合には、当事者間で契約を締結すること。

○　保険医療機関・保険薬局は、流通の効率化と安定供給の確保のため、常に適正な在庫量を維持し、卸売業者は必要な提案等を行うこと。

○　卸売業者においては、輸液製剤等、薬価に対して流通コストが比較的高い医薬品等の配送やへき地における配送について共同配送など流通効率化を進めることが望ましい。

○　「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」最終とりまとめを踏まえ、医薬品の流通過程において、高額な医薬品の増加などに伴う偽造品の混入防止のため、我が国の医薬品取引における返品、不動在庫や回収コスト等に係る課題についても解決を図っていく必要があることから、一連のサプライチェーンの下で、流通関係者間において更なる取組を進めること。

○　「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」の取りまとめを踏まえ、サプライチェーンの安定性確保のため、過剰な在庫確保や不必要な急配を控えるとともに、実際に供給不安が生じた際には、「医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキーム」（令和 3 年 5 月 28 日付医政経発

0528第3号厚生労働省医政局経済課長通知）を実施するなど、安定供給の確保のための取組を行うこと。また、安定確保医薬品については、医療上の重要性に鑑み、特に安定供給の確保に配慮すること。

第２　厚生労働省による関与

（１）厚生労働省への相談

○　流通当事者間で交渉が行き詰まり、改善の見込みがない場合又は流通改善ガイドラインの趣旨に沿わない事例については、厚生労働省医政局経済課に設置した窓口に相談することができる。

○　厚生労働省では相談内容を流通改善ガイドラインの事項ごとにまとめ、流改懇等や厚生労働省のウェブサイトで公表し、まずは、事案の見える化を通じて流通改善ガイドラインの遵守を促す。

○　公表後に同様の事案を長期的、かつ広範囲に繰り返すなど、安定的な医薬品流通に影響を及ぼすような事案については、ヒアリングや指導を行い、流改懇に報告するなど必要な措置をとる。

（２）流通改善ガイドラインの遵守状況の確認

○　単品単価契約の状況等については、流改懇とともに中央社会保険医療協議会にも報告する。

（３）流通改善の推進に向けた取組の実施

○　厚生労働省は、モデル契約書の見直しや、流通改善の推進のために必要なデータを収集・分析し流改懇等に報告を行う等の必要な取組を行う。

第３　流通改善ガイドラインの適用日等

○　この流通改善ガイドラインは平成30年４月１日から適用する。

○　流改懇等における流通改善ガイドラインの遵守状況の確認にあわせて、必要に応じて流通改善ガイドラインを見直す。

○　この流通改善ガイドライン（改訂１）は令和４年１月１日から適用する。

参考資料

卸売業者 ＝ 医療機関等間モデル契約

（医療機関名又は薬局名）（以下「甲」という。）と（卸売業者名）（以下「乙」という。）とは継続して行う医療用医薬品（以下「商品」という。）の売買に関し、基本的事項を定めるため、公正かつ対等の精神に基づき、次のとおり本契約を締結する。

（本契約の目的）

第１条　本契約は、医療及び医療用医薬品の安定供給の社会的使命に基づき甲乙が相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し、円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

（本契約の適用）

第２条　本契約に定める事項は、本契約の有効期間中に甲と乙との間に行われる商品の売買取引のすべてに適用される。

（個別取引）

第３条　本契約に定める事項の外、乙から甲に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、引渡期日、引渡場所その他売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引の行われる都度、発注書又はこれに準ずる方法によって定めるものとする。

（商品の引渡し）

第４条　乙は甲の発注により指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を引き渡すものとする。

２　引き渡された後において生じた商品の損害は、甲乙の責を確認の上、それぞれの負担とする。

（契約不適合）

第５条　甲は、乙から引き渡された商品の品名、規格、包装単位又は数量が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(注) 契約不適合の対象となる事項については、各社の取引実態に応じて規定

２　乙が、前項の甲による請求を受けたときは、速やかに甲の請求に従い、履行の追完を行わなければならない。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　商品引渡し後○日を経過したとき、又は契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第１項の規定による乙の請求を拒むことができる。

（価　格）

第６条　商品の価格は、品目毎に予め別に定めるものとし、原則として商品引渡し後の商品価格の変更は行わないものとする。

2　前項の規定により、商品の価格を定める場合には、甲乙とも誠実に交渉を行い、早期に決定するものとする。

3　やむを得ず引渡し後に商品価格の変更を行う場合には、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（代金の計算）

第７条　商品の代金は、乙が発行する仕切書によって計算するものとする。

2　仕切書に疑義があるときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。

（代金の支払い）

第８条　商品の代金は、原則として、毎月○日にその計算を締め切り、（翌月）○日に支払うものとする。

2　商品代金は、別途乙の指定する銀行口座への振込み又は口座振替により支払うものとし、支払期日が銀行休業日にあたるときは前銀行営業日とする。

3　甲乙協議の上前項以外の支払い手段とする場合には、その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないものとする。

（遅延損害金）

第９条　甲が商品代金の支払いを遅滞した場合には、乙に対し、支払予定日の翌日より完済の日まで年利○％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（返　品）

第10条

甲は引き渡された商品に回収指示が行われた場合は、商品を乙に対して返品することができる。

2　甲は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の使用単位の外観が明らかに変わった場合は、自己が保有する変更前の外観を有する商品の返品を乙に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。

3　第１項及び前項並びに第５条に基づく場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。

（契約義務不履行等）

第 11 条　乙又は甲が次のいずれかに該当した場合は、何らの通告、催告を要さず相手方に対する残債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。

①　その財産に対し差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受ける等事業の継続が著しく困難になったと認められる場合

②　会社更生手続又は民事再生手続の開始若しくは破産、特別清算の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合

③　自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合又は支払いを停止し若しくは支払い不能の状況にある場合

④　前各号に掲げる場合の外、前各号の場合に準じる相互の信頼関係を著しく損なう重大な契約違反があった場合

2　乙が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫商品の引き取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の戻し入れを請求できるものとし、戻し入れる価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。

3　乙又は甲が第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は相手方は催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。

4　乙又は甲が第１項第４号に該当した場合において、相手方が書面によって期日を定めて催告し、なお改められないときは、相手方は本契約を解除することができる。

（担　保）

第 12 条　乙が甲に対し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務についての担保の提供を求めたときは、甲乙協議の上甲は乙に担保を提供するもとする。

（注）担保に関しては各社の取引実態に応じて規定

（債務限度額）

第 13 条　甲の乙に対する代金債務に元本限度額を設けるときは、別に定めるものとする。

（債権譲渡）

第14条　乙は、本契約に基づき乙が甲に対して有する債権を第三者に譲渡する場合には、予め甲に対し文書をもって通知するものとする。

（秘密保持）

第15条　甲及び乙は、相手方より秘密として開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を、本契約の履行目的以外に使用・利用することはできない。

2　甲及び乙は、秘密情報を、知る必要のある自己の役員若しくは従業員又は社外専門家等に限り、必要最小限の範囲で開示することができるものとし、相手方による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩することができないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する秘密情報は、本条の適用を除外する。

①　開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後、情報を受領した当事者（以下、「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの

②　開示の時点ですでに受領者が保有しているもの

③　受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

④　開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの

（注）秘密保持の定義、第三者に開示する場合の相手方の承諾の方法（書面承諾の要否）、開示可能な対象者（社外専門家）の範囲については、取引実態に応じて規定

（反社会的勢力の排除）

第16条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力又は詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、これを保証する。

2　甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告なく、直ちに本契約及び甲乙間のすべての契約を解除できるとともに、被った損害の賠償を請求できる。

（注）具体的な反社会的勢力排除規定の内容は、当事者間で協議の上、規定

（有効期間）

第17条　本契約の有効期間は、令和○年○月○日から○年間とする。

2　前項の期間満了○ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも契約の変更又は更新拒絶の申入れのない場合には、本契約は、さらに○年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

参考資料

（覚書等）

第 18 条　甲及び乙は本契約各条項の実施を円滑にするため、覚書等を交換することができる。

（契約の疑義）

第 19 条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

（合意管轄）

第 20 条　本契約に関する紛争が起きた場合、その第１審裁判所は訴訟を起こす側の所在地を管轄する裁判所とする。

（連帯保証人）

第 21 条　連帯保証人は、本契約を確認し、本契約より生ずる甲の乙に対する債務については下記極度額の範囲で、甲と連帯して保証するものとする。

２　甲は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、次の各号について情報の提供を行い、連帯保証人は甲より情報の提供を受けたことを確認する。

①　甲の財産及び収支の状況

②　甲が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその金額及び履行状況

③　甲が主たる債務について乙に担保を提供し、又は提供しようとするときは、その事実及び担保提供の内容

３　乙は連帯保証人から甲の債務の履行状況に関して問い合わせを受けた場合、遅滞なく、債務の元本、利息、違約金、損害賠償等に関する不履行の有無、これらの残額及び弁済期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

４　乙は、甲が本契約における債務の期限の利益を喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が喪失したことを知った時から２カ月以内に通知しなければならない。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印、連帯保証人署名捺印の上、甲乙が各１通を保有するものとし、連帯保証人はその写しを保有ものとする。

令和　年　月　日

甲　　㊞

乙　　㊞

参考資料

令和　年　月　日

連帯保証人

㊞

限度額　　円

連帯保証人

㊞

限度額　　円

参考資料

メーカー ＝ 卸売業者間モデル契約

（メーカー名）（以下（甲）という。）と（卸売業者名）（以下「乙」という。）とは、将来継続して行う甲の医療用医薬品（以下「商品」という。）の売買に関し、基本的事項を定めるため公正かつ対等の精神に基づき、次のとおり本契約を締結する。

（本契約の目的）

第１条　本契約は、医療用医薬品安定供給の社会的使命に基づき、甲乙が相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し、共同の利益の増進と円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

（本契約の適用）

第２条　本契約に定める事項は、本契約の有効期間中に甲と乙との間に行われる商品の売買取引のすべてにつき、その内容として共通に適用される。

（個別取引）

第３条　甲から乙に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、引渡期日、引渡場所その他売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別的な売買取引の行われる都度発注書によって乙が指定するものとし、発注が口頭によって行われた場合には速やかに発注書を交付するものとする。

（商品の引渡し）

第４条　甲は乙の発注書で指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を引き渡すものとする。

２　引き渡された後において生じた商品の損害は、甲の責めに帰す場合を除き、乙の負担とする。

（契約不適合）

第５条　乙は、甲から引き渡された商品の品名、規格、包装単位又は数量が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲に対し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(注) 契約不適合の対象となる事項については、各社の取引実態に応じて規定

２　甲が、前項の乙による請求を受けたときは、速やかに乙の請求に従い、履行の追完を行わなければならない。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課するものではないと

きは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　商品引渡し後○日を経過したとき、又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第１項の規定による乙の請求を拒むことができる。

（価　格）

第６条　商品の価格は、品目毎に予め別に定めるものとし、引渡後の商品価格の変更は行わないものとする。

2　前項の規定により、商品の価格を定める場合には、甲乙とも誠実に交渉を行い、早期に決定するものとする。

3　やむを得ず引渡後の商品価格の変更を行う場合は、対象品目、変更方法等を甲乙協議の上、予め別に定めるものとする。

（代金の計算）

第７条　商品の代金は、甲が発行する仕切書によって計算するものとする。

2　仕切書に疑義があるときは、乙は直ちに甲に通知するものとする。

（代金の支払い）

第８条　商品代金は毎月○日にその計算を締め切り、(翌月)○日に支払うものとする。

2　商品代金は、別途甲の指定する銀行口座への振込み又は口座振替により支払うものとし、支払期日が銀行休業日にあたるときは前銀行営業日とする。

3　甲乙協議の上前項以外の支払い手段とする場合には、その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないものとする。

（遅延損害金）

第９条　乙が商品代金の支払いを怠った場合は、甲に対し、支払日の翌日より完済の日まで年利○％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（数量割引）

第 10 条　甲が乙に対し数量割引を実施する場合は、予め別にその品目及び算定基準を定めるものとする。

（割戻金）

第 11 条　甲は乙に対し割戻金を支払う場合は、甲乙協議の上予め別にその品目及び算定基準を定めるものとする。

2　割戻金は、予め定めた日をもって計算するものとし、甲は乙に対し当該日後○日以内に割戻金の額及び算定根拠を通知するものとする。

3　割戻金の額又は算定根拠に疑義がある場合は、乙は直ちに甲に通知するものとする。

4　割戻金の支払いは、通知後○日以内に別途乙の指定する銀行口座への振込みにより行うものとする。

5　割戻金債務を商品代金債務と相殺する場合は、甲乙協議の上行うものとする。

(注) 第4項及び第5項については、各社の取引実態に応じて規定

(情報提供)

第12条　甲が乙に対して販売動向に関する情報の提供を求める場合は、情報内容、提供方法、対価の算定方法等を予め別に定めるものとする。

(返　品)

第13条　乙は引き渡された商品に回収指示が行われた場合は、商品を甲に対して返品することができる。2　返品に係る輸送費は甲の負担とする。

3　乙は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の外観が明らかに変わった場合は、その変更前の外観を有する商品の返品を甲に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。

4　第1項及び前項並びに第5条に基づく場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。

(契約義務不履行等)

第14条　甲又は乙が次のいずれかに該当した場合は、相手方に対する残債務の金額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。

①　本契約に違反した場合

②　その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受けた場合

③　会社更生手続又は民事再生手続の開始若しくは破産、特別清算の申立てを受け、又は自ら申立てをした場合

④　自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合又は支払いを停止し、若しくは支払不能の状況にある場合

2　甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の引取りを請求できるものとし、

引取価格は仕切価格を基準とした適正な価格とする。乙が前項のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫の戻し入れを請求できるものとし、戻し入れる価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。

3　甲又は乙が第１項第１号に該当した場合において、相手方が書面によって期日を定めて催告し、なお改められないときは、相手方は本契約を解除することができる。

4　甲又は乙が第１項第２号から第４号までのいずれかに該当する場合は相手方は直ちに本契約を解除することができる。

（取引保証金・担保）

第 15 条　甲の求めがあったときは、甲乙協議の上、乙は甲に対する債務の支払いに充てるため、取引保証金を甲に寄託するものとする。甲はこの取引保証金に年利○％の利息をつけるものとする。

（注）担保に関しては各社の取引実態に応じて規定

（債務限度額）

第 16 条　乙の甲に対する代金債務に元本限度額を設けるときは、別に定める額とする。

（秘密保持）

第 17 条　甲及び乙は、相手方より秘密として開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約の履行目的以外に使用・利用することはできない。

2　甲及び乙は、秘密情報を、知る必要のある自己の役員若しくは従業員又は社外専門家等に限り、必要最小限の範囲で開示することができるものとし、相手方による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩することができないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する秘密情報は、本条の適用を除外する。

①　開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後、情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの

②　開示の時点ですでに受領者が保有しているもの

③　受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

④　開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの

（注）秘密情報の定義、第三者に開示する場合の相手方の承諾の方法（書面掌握の要否）、開示可能な対象者（社外専門家）の範囲については、取引実態に応じて規定

（反社会的勢力の排除）

第 18 条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的

に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力又は詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、これを保証する。

2　甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告なく、直ちに本契約及び甲乙間のすべての契約を解除できるとともに、被った損害の賠償を請求できる。

(注) 具体的な反社会的勢力排除規定の内容は、当事者間で協議の上、規定

（有効期間）

第 19 条　本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から〇年とする。

2　前項の期間満了〇ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも契約の変更又は解約の申入れのない場合には、本契約は、さらに〇年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（覚書等）

第 20 条　甲及び乙は本契約各条項の実施を円滑にするため、覚書等を交換することができる。

（契約の疑義）

第 21 条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

（合意管轄）

第 22 条　本契約に関して訴訟が起きた場合、その第一審裁判所は訴訟を起こした側の本店所在地を管轄する裁判所とする。

（連帯保証人）

第 23 条　連帯保証人は、本契約を確認し、本契約より生ずる乙の甲に対する債務については下記極度額の範囲で、乙と連帯して保証するものとする。

2　乙は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、次の各号について情報の提供を行い、連帯保証人は乙より情報の提供を受けたことを確認する。

①　乙の財産及び収支の状況

② 乙が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその金額及び履行状況

③ 乙が主たる債務について甲に担保を提供し、又は提供しようとするときは、その事実及び担保提供の内容

3 甲は連帯保証人から乙の債務の履行状況に関して問い合わせを受けた場合、遅滞なく、債務の元本、利息、違約金、損害賠償等に関する不履行の有無、これらの残額及び弁済期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

4 甲は、乙が本契約における債務の期限の利益を喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が喪失したことを知った時から２ヵ月以内に通知しなければならない。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印、連帯保証人署名捺印の上、甲乙が各１通を保有するものとし、連帯保証人はその写しを保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　㊞

乙　　㊞

令和　年　月　日

連帯保証人

㊞

限度額　　円